

あなたの「想い」を 「寄付、遺贈」でかなえませんか？

自分ひとりではできないことを、「東葛市民後見人の会」への活動支援をすることで、社会への貢献というあなたの「想い」をかなえることができます。

私たち「市民後見人」は、認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者の方々に対する支援活動として、「成年後見制度」に基づいた後見人としての活動と、成年後見制度の知識普及活動を行っています。

【認定NPO法人ですので、税制上の優遇措置が受けられます。】

当会は「認定NPO法人」ですので、寄付、遺贈などを行った場合には、税制上の優遇措置が認められています。寄付を行う時、相続が発生した時などには、優遇税制の活用のお勧めします。（優遇税制内容は裏面に記載しています。）

【匿名または冠(名前付)基金を選べます。】

寄付、遺贈にあたって、匿名とすることもできますし、寄付者のお名前を冠した基金「ひまわり基金」(50万円以上)とすることもできます。

(例)・相続人が被相続人のお名前を冠した基金を寄付する。

・生前に、ご自身のお名前を冠することを指定した寄付基金を「遺言」にて指定しておく。

【資金用途を特定することもできます。】

寄付、遺贈にあたって、「ひまわり基金」の場合、ご自身の「想い」をかなえるために、その資金の「用途」を下記の事項に特定することもできます。

- ①市民後見人活動全般、②知的障がい者、精神障がい者のための活動、③認知症高齢者のための活動、④「東葛市民後見人の会」活動拠点等を維持する費用(事務所経費等)

【倫理宣言】

当会の原点は社会貢献活動を行うことです。そのため、原則、遺言などで当会が寄付を受け取るようにお誘いすることはありません。寄付のご相談を受けた際は、お話し合いにより、最適な寄付先をご提案させていただきます。ご希望をご相談ください。

認定NPO法人 東葛市民後見人の会

【 認定NPO法人に寄付した場合の税制優遇措置 】

1、個人が寄付をした場合

確定申告により、税額控除又は所得控除(住民税では所得控除はありません)のいずれかを選択して、税金の還付を受けられます。

〈所得税〉

- ① 税額控除…(寄付金額(*1) - 2,000円) × 40% = **寄付金税額控除額(*2)**
(*1) 寄付金額は、総所得金額等の40%相当額が限度です。
(*2) 寄付金税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度です。
- ② 所得控除…寄付金額(*1) - 2,000円 = **寄付金所得控除額**
(*1) 寄付金額は、総所得金額等の40%相当額が限度です。

〈住民税〉

- ① 税額控除…(寄付金額(*1) - 2,000円) × 10%(*1) = **寄付金税額控除額**
(*1) お住いの市町村により相違があります。
(*2) 寄付金額は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

2、個人が遺贈(遺言により贈与先を指定する)により寄付をした場合

その寄付した財産の額は、全体の課税相続財産から除かれます。つまり非課税になります。

3、相続又は遺贈により財産を取得した個人が、相続税の申告期限までに、その財産を寄付した場合

その寄付した財産の額は、その個人の相続税の課税財産から除かれます。つまり非課税になります。

4、法人が寄付をした場合

(特別損金算入限度額)が一般損金算入限度額とは**別枠**で認められます。

特別損金算入限度額 = (期末資本金等の額 × 0.375% + 所得金額(*1) × 6.25%) × 1/2
(*1) 所得金額 = 当期純利益に税務調整をした額 + 寄付金額

【 認定NPO法人 東葛市民後見人の会 概要 】

設立 : NPO法人 : 平成23年2月15日、認定NPO法人の認定 : 平成26年3月3日

理事長 : 星野征朗

支部 : 我孫子、柏、鎌ヶ谷、流山、野田、松戸 (千葉家庭裁判所松戸支部管轄の東葛6市)

会員数 : 218名(正会員132名、賛助会員86名・30/3末現在)

〈当会の目的〉

認知症・知的障害・精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々及びご家族、関係機関や地域の市民に対して、市民による成年後見制度に関する事業を行い、地域の市民がお互いに支えあう新しいネットワーク(後見の社会化)を地域に構築し、地域の福祉に寄与することを目的とします。(定款第3条)

〈主な活動〉

- ・法人後見(法人市民後見人)の受任、成年後見の申立て支援
- ・成年後見制度の普及啓発活動…講習会・講演会、セミナー、「老後の安心講座」開催
- ・市民後見人の養成…市民後見人養成講座の開催、専門実務研修の実施
- ・成年後見無料相談の実施

【 お問い合わせ先 】

認定NPO法人 東葛市民後見人の会

〒270-1151 千葉県我孫子市本町3-2-1 アビイマンション718号 電話・FAX : 04-7137-9393

Email : info@t-shimin-kouken.org

URL : <http://t-shimin-kouken.org>